

考え方・視点を変えた相続問題の取り組み方

本 郷 尚

目 次

1. 相続税増税で見てきた財産の状況
2. 相続対策より生存対策（しあわせ対策）
3. 資産税のお客さま確保の仕方
4. 相続税調査の実態

高齢化社会が進行し、親が保有する財産をどのように生かすかという課題解決策として、従来の子への相続対策より自らの生存対策の方がはるかに重要な時代となってきた。夫婦の生存対策や老後の保障・生活を第一に考え、夫婦間の相続を親目線、妻目線で考えるべきである。相続対策では遺言書は必須である。遺言を作成できない場合には、遺言より縛りの強い死因贈与の活用も考える。また、様々な専門家と個人的なパイプを作っておき、専門家と顧客とのブリッジ役に徹していると様々な顧客からの質問・問い合わせなどに対応でき、一人では到底できないようなことが可能になる。

1. 相続税増税で見てきた財産の状況

基礎控除の見直しにより相続税が大衆課税となった。小規模宅地等の評価減の見直しについては皆さまよくご存じかと思う。余談になるが一部にいわゆる「家なき子」対策を悪用した納税者がいた。そうすると当局はすぐに改正という網を掛けてくる。大半を占める真面目な納税者のためにもすぐに悪用と分かってしまうことはやるべきではない。相続税の増税により課税対象者は全国レベルで、従前の4%から8%へと2倍に広がった。

都心部ではこれが20%、また東京・神奈川・愛知では平均12～15%が課税対象となる。

相続財産の実態として、一般には漠然と不動産の割合が多いイメージと思うが、実際のところは金融資産（預金、有価証券、生命保険）の割合が多く50%に迫るウェイトを占めている。不動産のウェイトが減少しているという傾向に加え、財産の多い資産家層では夫婦のダブル相続組が増えている。申告額は全国平均で1.4億円だが東京都では1.7億円の水準にある（情報公開による）。

平成28年の相続財産の金額構成比であるが国



本郷 尚（ほんごう たかし）

㈱タクトコンサルティング会長、税理士。1973年税理士登録。75年本郷会計事務所開業、83年㈱タクトコンサルティング設立、2003年税理士法人タクトコンサルティング設立、現在に至る。相続・贈与・事業承継・土地活用・資産組替え・企業M&Aを中心とした資産税専門のコンサルタントとして相談・実行業務のほか、講演、著作など幅広く活動している。

（本稿は2018年2月16日に日本証券アナリスト協会プライベートバンカーのための補完セミナーの講演要旨である。）